（法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十二条の八　法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（令第二十五条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設）

第十四条の三　令第二十五条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一　生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二　（略）

2　（略）

（移動等円滑化経路協定の認可の基準）

第二十一条　法第四十三条第一項第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十四条の二第三項の移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針又は法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、これらの基本的な方針に適合していなければならない。

三　（略）

（移動等円滑化施設協定に関する準用）

第二十二条の二　前三条の規定は、法第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第二十条第二号及び第二十一条第一号中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と読み替えるものとする。

（移動等円滑化促進実績等報告書）

第二十三条　公共交通事業者等は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。ただし、第六条の三の移動等円滑化取組計画書及び第六条の四の移動等円滑化取組報告書を提出した場合にあっては、この限りでない。

一　法第二条第四号イからニまでに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二　法第二条第四号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

（新設）

（令第二十五条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設）

第十四条の三　令第二十五条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一　生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律百八十号）による道路

二　（略）

2　（略）

（移動等円滑化経路協定の認可の基準）

第二十一条　法第四十三条第一項第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。

三　（略）

（新設）

（移動等円滑化促進実績等報告書）

第二十三条　公共交通事業者等は、毎年五月三十一日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地方支分部局の長に、同表の下欄に掲げる様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。

一　法第二条第四号イに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第七号様式及び第八号様式
二　法第二条第四号ロに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務	第九号様式及び第十号様式